

参 考 資 料

- 1 主な用語の解説
- 2 参考にした主な上位計画等

1 主な用語の解説

【 あ 行 】

維持（いじ）（P. 90）

施設を運転管理するために必要な行為のこと。

一般会計繰入金（いっぱんかいけいくりいれきん）（P. 37）

雨水処理に要する経費等、下水道事業に係る経費を負担区分に基づき一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。

雨水（うすい）（P. 37、97）

降水によって流域から生じる表面水のこと。

雨水滞水施設（うすいたいすいしせつ）（P. 95）

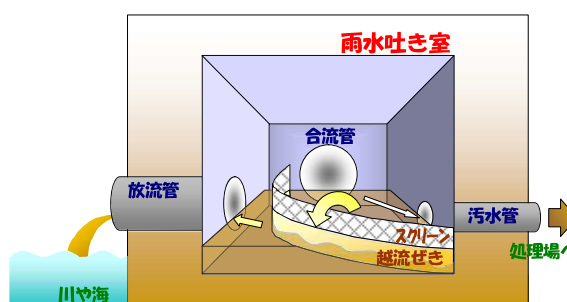
初期雨水（しょきうすい）を一時的に貯留し、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷量を減少させるための施設のこと。

雨水吐き室（うすいばきしつ）

（P. 95）

合流式下水道において、雨天時にある一定量までの下水は下水処理場へ流し、一定量以上は分水し、直接、公共用水域に放流するための施設のこと。

この雨天時に下水の一部を越流させるためのせきを越流ぜきという。



越流水（えつりゅうすい）（P. 95）

合流式下水道において、雨天時計画汚水量を上回った量を、雨水吐き室、ポンプ場等から直接、公共用水域に放流する水のこと。

応急給水（おうきゅうきゅうすい）（P. 10、23）

地震、渇水及び配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより、飲料水を給水すること。

汚水（おすい） （P. 12、37、88）

一般家庭、事務所、事業所（耕作の事業を除く）、工場等からの生活、営業及び生産の活動による排水のこと。

汚水バイパス管（汚水遮集管）（おすいばいぱすかん（おすいしゃしゅうかん）） （P. 95）

分流区域の汚水を合流区域の下水処理場へ送るとき、合流管につなげるのではなく下水処理場に直接送る管渠（かんきょ）のこと。

汚濁負荷（おだくふか） （P. 12、95）

家庭排水・事業所排水のほかにも、まちなみから排出される汚水が、海や川の水質に及ぼす悪影響のこと。その汚濁物質の量を汚濁負荷量という。

汚濁負荷量（おだくふかりょう） （P. 43）

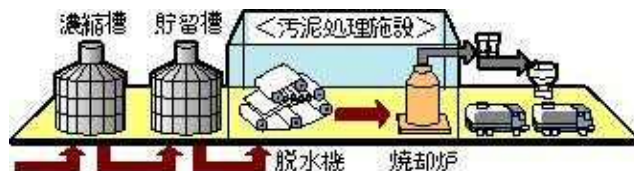
水量と汚濁物の濃度を乗じて求めた汚濁量のこと。

汚泥（おでい） （P. 92）

水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは凝集剤の作用によって沈殿（ちんでん）、堆積（たいせき）して、泥状になったもの。

汚泥処理（おでいしより） （P. 92）

水処理によって生じた汚泥を濃縮、消化、洗浄、薬剤添加、脱水、焼却等により汚泥量を減少、安定化、無害化させること。



汚泥の有効利用（おでいのゆうこうりょう） （P. 61）

下水汚泥を資源として有効に活用すること。

緑地や農地の有機肥料、建設資材としての利用あるいはエネルギー利用等がある。

【 か 行 】

改築（かいちく）（P. 90）

排水区域の拡張等に起因しない対象施設の全部又は一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取替えを行うこと。

管渠（かんきょ）（P. 41）

下水を収集し、排除するための施設で、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠の総称のこと。

その設置方法により、地下に設けられた暗渠（あんきょ）と蓋（ふた）のされていない開渠（かいきょ）に区分される。

給水区域（きゅうすいくいき）（P. 18）

水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要者に応じて給水を行うこととした区域のこと。

給水原価（きゅうすいげんか）（P. 10）

有収水量1立方メートルあたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの。

また、逆に供給単価（きょうきゅうたんか）とは、有収水量1立方メートルあたりについて、どれだけの給水収益を得ているかを表すもの。

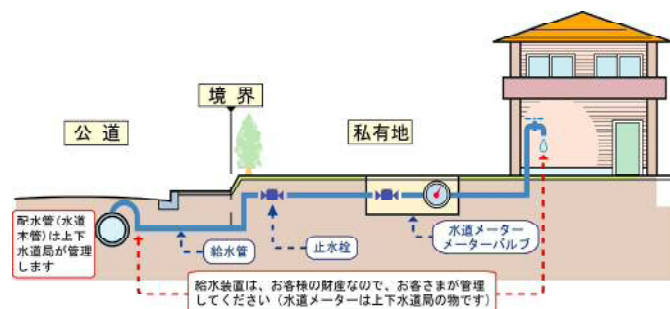
給水収益（きゅうすいしゅうえき）（P. 29）

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料のこと。

通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。

給水装置（きゅうすいそうち）（P. 25、55）

水道法では、需要者に水を供給するために水道事業者の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。



基本水量（きほんすいりょう）（P. 67）

基本料金に付与される一定水量のこと。

この水量の範囲内では実使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる。

基本水量の設定は、一般家庭において一定の範囲内で水使用を促し、公衆衛生の水準を保つとともに、その部分に係る料金の低廉化を図るもので、政策的配慮に基づくものである。

基本料金（きほんりょうきん）（P. 66）

二部料金制において、水道の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のこと。

水道の使用量に応じて徴収する従量料金との合計額が水道料金となる。

なお、従量料金とは、水道サービスの実使用量に応じ、すなわち1立方メートルあたりいくらかとして徴収される料金のこと。

クリプトスポリジウム（P. 24）

原生動物の一種で、大きさ約5 μm (0.0005cm) の球形の生物のこと。

動物の腸に寄生し、腸内で増える。寄生された動物（宿主）は激しい下痢を起こし、一般的には軽症であるが、免疫不全者では重症となる。塩素などの消毒剤に対して抵抗性が強いため、浄水処理が不十分で飲料水に混入した場合、感染を引き起こすおそれがある。しかし、浄水処理がきちんに行われていれば問題はない。

計画雨水量（けいかくうすいりょう）（P. 34）

雨水排除計画を策定する場合、雨水管渠、雨水ポンプ施設、雨水貯留施設等の施設容量を決定するために用いる雨水流出量のこと。

経年管（けいねんかん）（P. 22、102）

本市の水道施設では、現在規格化されている管種で、埋設環境により管体外面が腐食劣化している管のこと。

下水処理水の再利用（げすいしよりすいのさいりょう）（P. 11）

水需要のひっ迫した地域を中心に、下水処理水を水資源としてとらえ、所要の処理を行った上で雑用水、工業用水、農業用水等として再び利用すること。

下水道（げすいどう）（P. 11、33、55、88）

下水（汚水及び雨水を総称していう。）を排水するために設ける、管渠、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設（し尿浄化槽を除く。）。または、これらの施設を補完するために設けるポンプ施設

その他の施設の総体のこと。

下水道使用料（げすいどうしょうりょう）（P. 12、37、67）

下水道法第 20 条では公共下水道管理者が条例にて定め、「公共下水道を使用する者から徴収することができる」としている。

使用料については、「量及び使用の様態に応じて妥当」、「能率的な管理下で適正な原価を超えないもの」、「定率又は定額にて明確に定めている」、「特定の使用者に対し差別的な取扱いをしてはならない」といったことに基づき定められるとしている。

下水道事業計画認可（げすいどうじぎょうけいかくにか）（P. 88）

公共下水道または流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその公共下水道管理者が事業計画を作り、国土交通大臣の許可を受けることが必要で、これを下水道事業計画認可という。

下水道施設（げすいどうしせつ）（P. 90）

管路施設、ポンプ場施設及び処理場施設の総称のこと。



下水道人口普及率（げすいどうじんこうふきゅうりつ）（P. 37）

下水道事業の進捗状況を表す指標として、全人口における下水道使用可能な人口の割合。

下水道台帳（げすいどうだいちょう）（P. 90）

公共下水道管理者が調製保管する台帳のこと。

施設の敷設箇所、構造、能力等を的確に把握し、維持管理を適正に行うため、その調整・保管及び記載事項等が下水道法第 23 条に定められている。

下水道による都市浸水対策達成率（げすいどうによりとししんすいたいさくたっせいりつ）（P. 37）

概ね5年に1回程度の大雨に対して、市街地の都市浸水対策が必要な区域の面積に対する公共下水道等による都市浸水対策が完了している区域の面積の割合。



下水道法（げすいどうほう）（P. 34）

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。（昭和33年（1958年）制定）

下水道水環境保全率（げすいどうみずかんきょうほぜんりつ）（P. 37）

平成15年（2003年）に下水道法施行令の一部改正で導入された指標。

単に下水道が普及するだけでなく、水環境保全の観点から、地域ごとに必要な対策が十分とられているかを示す。

本市の場合、総人口に対して、「放流先が東京湾の区域のうち、高度処理が導入され、かつ合流改善がなされた区域の人口」と「放流先が相模湾の区域のうち、分流式下水道で整備された区域の人口」を加えた人口の割合としている。

公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）（P. 15）

地方公営企業は、企業としての経済性を十分に発揮することが要請される。そのためには、企業の経営成績、財政状態を常に明確に把握できるような会計方式をとることが必要である。

地方公営企業の会計は、民間企業と同じく発生主義による会計方式を採用し、官公庁会計とは異なる。

公共下水道（こうきょうげすいどう）（P. 37）

主として、市街地の雨水をすみやかに排除し、また、汚水を終末処理場で処理し海や河川に放流するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的

な下水道で、普通下水道といえは公共下水道を意味することが多い。

公共用水域（こうきょうようすいき）（P. 3、33、95）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共管渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。

更新（こうしん）（P. 90）

改築のうち、標準的耐用年数に達した対象施設の再建築あるいは取替えを行うこと。

高度処理（こうどしより）（P. 43、95、96）

通常行われる高級処理（こうきゅうしより）で得られる水質以上の水質を得る目的で行う処理のこと。

通常の高級処理の除去対象水質（BOD、SS等）の向上を目的とするもののほか、高級処理では十分除去できない物質（窒素、リン等）の除去率向上を目的とする処理を含む。（3次処理ともいう。）

また、高級処理とは、下水を標準活性汚泥法、活性汚泥法変法、標準散水濾床法等によって処理することをいい、現在の下水処理において主流をなしている処理である。（2次処理ともいう。）

合流式下水道（ごうりゅうしきげすいどう）（P. 12、95）

汚水（おすい）、雨水（うすい）を分離することなく同一の管渠で排除する方式で古くから下水道事業を行っている都市で採用されているが、最近では分流式下水道が主流になっている。

汚水と雨水の整備を同時に行うことができ、また、初期雨水を処理することなどができるなどという反面、降雨時には一定量以上の下水（汚水と雨水の混じりあったもの）を処理せずに、そのまま川や海に放流してしまうという欠点がある。

【 さ 行 】

市街化区域（しがいかくいき）（P. 34）

既成市街地を形成している区域及び今後、おおむね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図らなければならない区域のこと。

市街化調整区域（しがいかちょうせいいき）（P. 88）

市街化を抑制しなければならない区域のこと。

資本的収入及び支出（しほんてきしゅうにゆうおよびししゅつ）（P. 14、16）

主として将来の経営活動に備えて行う施設等の建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。

収益的収入及び支出（しゅうえきてきしゅうにゆうおよびししゅつ）

（P. 14、16）

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。

受益者負担金（じゅえきしゃふたんきん）（P. 37）

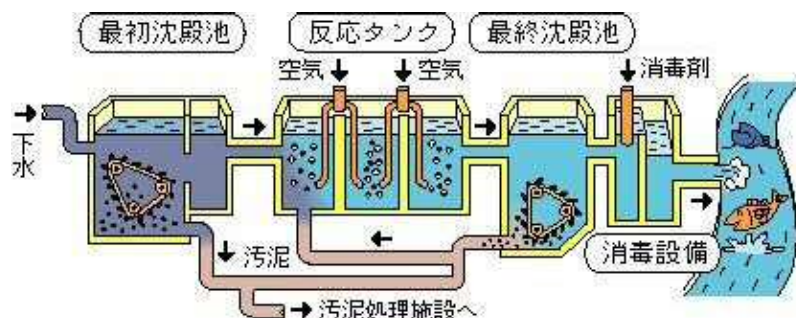
国または地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業の経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課す金銭上の給付義務のこと。

処理原価（P. 67）

有収水量1立方メートルあたりについて、どれだけ処理費用がかかっているか表すもの。

終末処理場（しゅうまつしよりじょう）（P. 107）

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。通称として浄化センターともいう。



取水施設（しゅすいしせつ）（P. 84）

原水を取り入れるための施設総体のこと。

河川水や湖沼水などの地表水の取水施設としては、取水堰、取水門、取水塔、取水枠、取水管渠があり、地下水や伏流水の取水の取水施設としては、浅井戸、深井戸、集水埋渠がある。

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）（P. 3）

廃棄物等の発生を抑制し、再使用、再生利用を進め、環境への負荷をできる限り低減される社会をいう。

しゅん渫（しゅんせつ）（P. 80）

水底の土砂又は岩石を掘り上げる工事のこと。

水道においては、貯水池の堆積土砂（たいせきどしゃ）を除去し、利水容量を確保するためにしゅん渫を行う。

浄水施設（じょうすいしせつ）（P. 76、84）

水源から送られた原水を飲用に適するように処理する施設のこと。

一般に、凝集（ぎょうしゅう）、沈澱（ちんでん）、ろ過（ろか）、消毒などの処理を行う施設をいう。

浄水処理の方法は水源の種類によって異なるが、①塩素消毒のみの方式、②緩速ろ過方式、③急速ろ過方式、④高度浄水処理を含む方式、⑤その他の処理、の方式のうち、適切なものを選定し処理する。

浄水場（じょうすいじょう）（P. 25）

浄水処理に必要な設備がある施設のこと。

原水水質により浄水方法が異なるが、一般に浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈澱池、ろ過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがある。

浄水処理（じょうすいしより）（P. 73、85）

水道水として水質を得るため、原水水質の状況に応じて水を浄化すること。

初期雨水（しょきうすい）（P. 95）

降雨初期の下水をいい、一般的に管渠内や路面に堆積（たいせき）した汚濁物質を高濃度含んでいる。

水系リスク管理（P. 91）

水循環の中には、人体・生態系への影響が考えられるさまざまな有害物質等が存在している。これらの挙動の監視及び規制をすること。

水質汚染（すいしつおせん）（P. 24）

河川、湖沼、海洋、地下水等の自然水系に、人間への健康影響や水生生物の生存に影響を及ぼす重金属、合成有機化学物質、放射性物質、病原菌等が混入し、公衆衛生上の危険が生じるような汚れの状態となること。

水質汚濁防止法（すいしつおだくぼうしほう）（P. 96）

公共用水域の水質の汚濁防止を図ることを目的とし、特定事業場から公共用水域への排水の規制等を規定している。

水質保全（すいしつほぜん）（P. 33）

公共用水域の汚濁を防止し、その水質を本来の清浄さに保つこと。

水道（すいどう）（P. 9、55）

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。

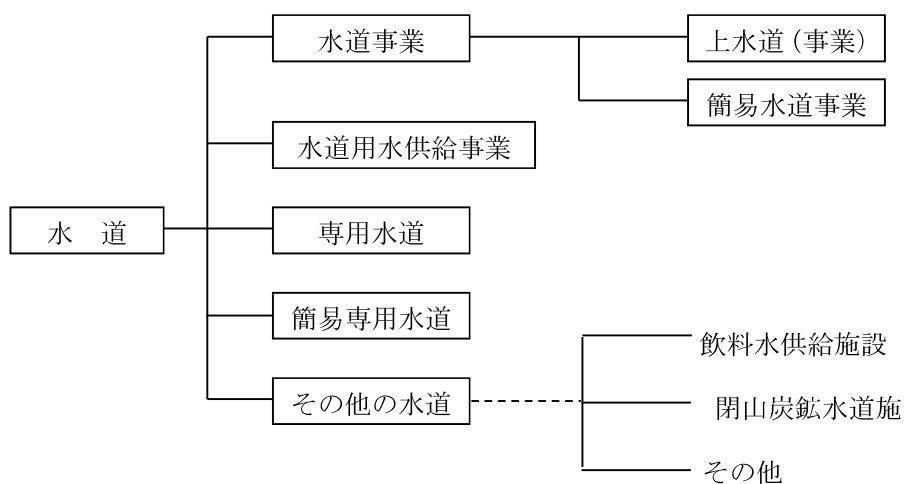
ただし、臨時に施設されたものを除く。工業用水道や下水道と区別し、上水道ともいう。

水道事業（すいどうじぎょう）（P. 17）

一般の需要に応じて、計画給水人口が 100 人を超える水道により水を供給する事業をいう。

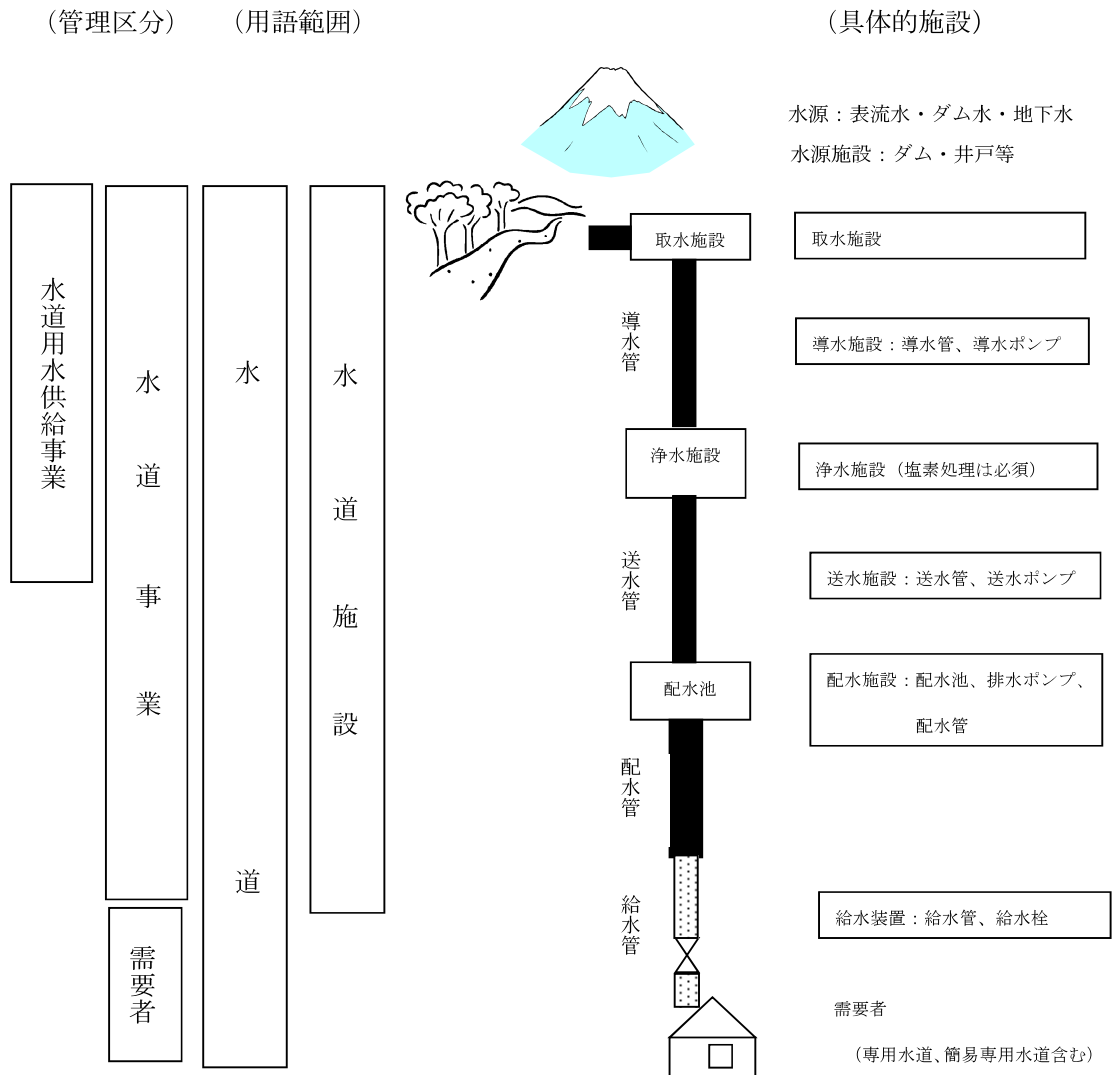
計画給水人口が 5,000 人以下である水道により水を供給する規模の小さい水道事業は、簡易水道事業として特例が設けられている。計画給水人口が 5,000 人を超える水道によるものは、慣用的に上水道事業と呼ばれている。

水道の種類



水道施設（すいどうしせつ）（P. 58、82、84）

水道のための取水施設（しゅすいしせつ）、貯水施設（ちよすいしせつ）、導水施設（どうすいしせつ）、浄水施設（じょうすいしせつ）、送水施設（そうすいしせつ）及び配水施設（はいすいしせつ）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。



(水道法ハンドブック (財)水道技術研究センター 参考)

水道法（すいどうほう）（P. 17）

明治 23 年（1890 年）に制定された水道条例に代わる水道法制として、昭和 32 年（1957 年）に制定された。

この法律は、水道により清浄で豊富、低廉な水の供給を図ることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。この目的達成のために、水道の布設及び管理を適正かつ合理的にするための諸規定や水道の計画的整備・水道事業の保護育成に関する規定をおいている。水道事業のほか、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道についても規定している。

水道法の改正（すいどうほうのかいせい）（P. 17）

平成 14 年（2002 年）4 月 1 日から改正水道法が施行された。

改正の趣旨は、安全な水道水の供給を確保するために

- (1) 第三者への業務委託を制度化するなど、管理体制強化のための水道事業者の選択肢の充実が図られた。
- (2) 未規制水道やビル等の貯水槽水道に対する適切な管理体制の強化の実施が図られた。

主な変更内容は、

- ① 水道事業者による第三者への業務委託の制度化
- ② 水道事業の広域化による管理体制の強化
- ③ 利用者の多い自家用の水道に対する水道法の適用
- ④ ビル等の貯水槽水道における管理の充実
- ⑤ 利用者に対する情報提供の推進

水道料金（すいどうりょうきん）（P. 29、67）

水道料金は、水道サービスの対価である。

地方公共団体の水道事業者は、「地方公営企業の給付について能率的な経営の下における適正な原価を基礎とする料金を徴収でき」（地方公営企業法 21 条）、その料金は、公の施設の利用について徴収する「使用料」（地方自治法 225 条）としての性格を有するものとされている。水道法は、第 14 条第 2 項で、料金水準については原価主義を、料金体系については公正性の原則、明確性の原則、公平性の原則をもって設定すべきことを規定している。

全体計画（ぜんたいけいかく）（P. 34）

長期的な市街化の動向等を勘案するなど、将来の地域の状況に対応した総合的な見地から計画区域を設定した、長期的な下水道整備の実施計画のこと。

総量規制（そうりょうきせい）（P. 96）

排出量の汚濁濃度規制に対し、濃度×特定排出水量で求められる汚濁の総量により規制する方式。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び湖沼のうち政令で定める湖沼などの水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域が対象となっている。

送水施設（そうすいしせつ）（P. 32、84）

浄水場から配水池までに浄水を送る施設をいい、調整池、送水ポンプ、送水管、送水トンネル及びその付帯施設のこと。

【 た 行 】**窒素（ちっそ）（P. 75、96）**

下水中の主要な成分で、りんと並んで水域の富栄養化の原因物質とされている。下水中では、アンモニウムイオン、硝酸イオン、有機性窒素等として存在している。

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）（P. 29）

地方公共団体が、住民の福祉を増進するために経営する企業のこと。

地方公営企業法では、水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業を地方公営企業とし、同法の全部適用事業（法定事業）としている。

なお、水道事業には水道用水供給事業を含み、簡易水道事業及び下水道事業は除かれる。

下水道事業については、各地方公共団体の任意で、条例で定めることにより同法を適用することができる。

地方公営企業は、住民の福祉の増進（公共性）と独立採算の原則のもと経済性の発揮（経済性）を経営の基本原則としている。

【参考】 地方公営企業法

地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特例法として、企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法である。

中核市（ちゅうかくし）（P.9）

指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるように、地域行政の充実に資するべく設けられた制度であり、一定の人口や面積を有する市が対象となる。

中核市に指定されると、保健衛生や都市計画など政令指定都市なみの権限が都道府県より委譲される。県内では横須賀市と相模原市が指定を受けている。

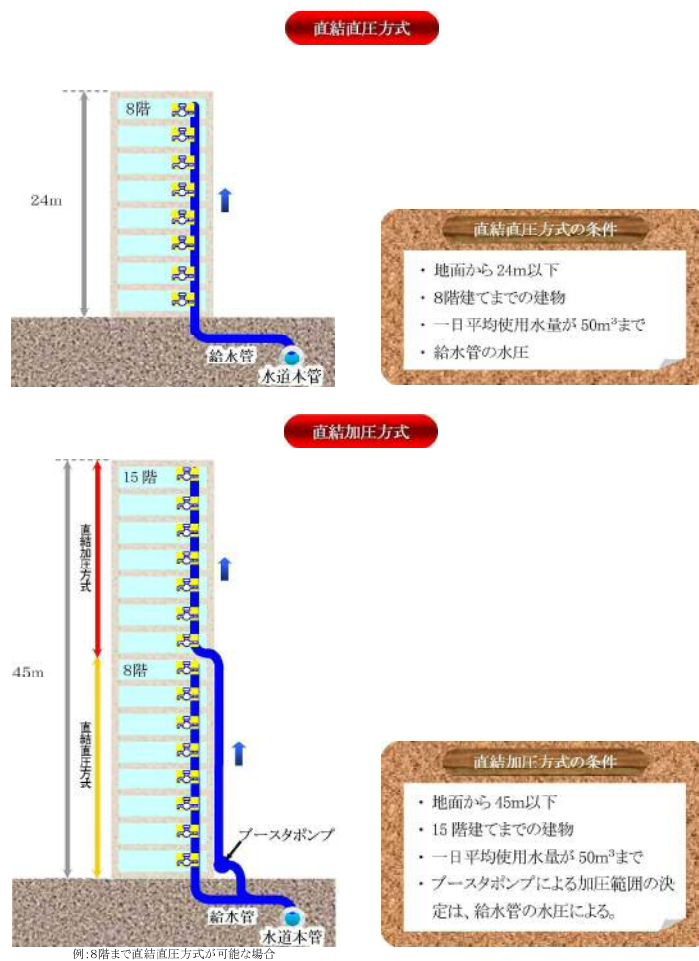
平成 16 年 4 月 1 日現在、全国で 35 市が中核市として指定を受けており、中核市候補市が 2 市ある。

直結給水（ちよっけつきゆうすい）（P.10、78）

需要者の必要とする水量、水圧が確保できる場合に、配水管の圧力を利用して給水する方式のこと。

配水管圧力だけで末端まで給水する直結直圧式給水と、配管途中に増圧設備を挿入して末端まで給水する直結増圧式給水がある。

本市の例：



貯水槽水道（ちよすいそうすいどう）（P. 25、78）

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。

簡易専用水道及び受水槽の有効容量 10m³以下のものの総称である。

逡増型料金体系（ていぞうがたりょうきんたいけい）（P. 66）

二部料金制の一つで、使用量の増加に従量料金単価が高額となる料金（逡増料金）体系をいう。

この料金は、新規水源開発等に伴う費用の上昇傾向を大口需要の料金に反映させることによって、水の合理的使用を促す需要抑制と生活用水の低廉化への配慮などから設定されるものである。

導水施設（どうすいしせつ）（P. 84）

取水施設で取り入れた原水を浄水場まで導く施設のこと。

主要なものは、導水路（導水渠、導水管）、導水ポンプ、原水調整池などである。

独立採算制（どくりつさいさんせい）（P. 29）

地方公営企業の活動は、財貨またはサービスを供給し、その対価として料金を徴収する。それにより、また新たな財貨またはサービスを再生産し、企業活動を継続していく。

この意味において、地方公営企業は独立採算の原則に支配されるものである。しかしながら、地方公営企業の独立採算制は、企業活動に要するすべての費用について独立採算及び受益者負担を貫くものではなく、地方公共団体の営む事業として、一般行政事務的な活動を行うような場合については、一般会計において負担すべきものとし、それ以外について独立採算制の下に処理するものである。

都市計画法（としけいかくほう）（P. 34）

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

【 な 行 】

鉛給水管（なまりきゅうすいかん）（P. 10、26、78）

鉛は金属としてやわらかい材質のため、加工しやすく、水道管（配水管）から分岐して宅地内の蛇口まで配管された給水管に広く使用されていた。

【参考】

平成 15 年（2003 年）4 月 1 日から、水道水を毎日飲んでも健康に問題がない値として国が定めている鉛の水質基準が強化され、1 リットル当たり 0.05mg 以下から 1 リットル当たり 0.01mg 以下になった。

朝一番や長時間留守にした後などに鉛給水管中に長時間水が溜まっていると、ごく微量だが、水中へ鉛が溶け出す場合がある。しかし、バケツ 1 杯程度を掃除や洗濯等飲料水以外の用途に使用すれば問題はない。

ノンポイント汚濁負荷（のんぽいんとおだくふか）（P. 43、95）

家庭の生活排水などのように汚濁物質の発生源が明らかなものと異なり、道路、宅地、農地などのように発生源を識別できない面的に分布する汚濁物質による汚濁負荷のこと。

この汚濁物質は降雨などにより流出し公共用水域を汚す一因となっている。合流式下水道ではノンポイント負荷の一部を処理できるという利点もある。

【 は 行 】

配水管網（はいすいかんもう）（P. 25、76）

網目状に配置された配水管のシステムのこと。

配水本管と配水支管からなり、道路下に網目状に配置されることから管網と呼ぶ。

配水本管は管網の主要な構成管路で、配水支管へ浄水を輸送する役割だけで給水管への分岐はない。一方配水支管は、本管から受けた浄水を給水管に分岐する役目をもつ。

配水施設（はいすいしせつ）（P. 82、84）

配水池、配水塔、高架タンク、配水管、ポンプ及びバルブ、その他付属設備から構成される配水のための施設のこと。

配水池（はいすいち）（P. 25）

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一定貯える池のこと。

配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とする。

パブリック・インボルブメント制度（P. 51）

政策や事業等の立案段階から広く市民等との対話を通じながら進めていく制度のこと。

パブリック・コメント制度（P. 51）

政策等の策定に当たり、事前に案を公表して、広く市民等に意見等を求め、最終的にその意見等を考慮して決定する制度のこと。

PFI (Private Finance Initiative) (ぴーえふあい)（P. 68）

公共施設等の建設、維持管理及び運営等に民間の資金とノウハウを導入し、効率的かつ効果的に公共サービスを実施する手法のこと。

ビオトープ（P. 97）

動物や植物が恒久的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間のこと。

富栄養化（ふえいようか）（P. 75）

自然または人為的原因で、湖沼等でリンや窒素などの栄養塩濃度が高くなること。

ダムや湖沼には、流入河川から土が運ばれて底に土が溜まり、蓄積した土からリンや窒素などの栄養塩が溶け出す（自然的原因）。または生活・産業排水が流入することにより栄養塩が入る（人為的原因）。この栄養塩を利用してプランクトンなどの生物が増え、増えたプランクトンにより悪臭や着色などが発生し、水質が悪化するという弊害がおきる。

不明水（ふめいすい）（P. 90、91）

汚水管に雨水や地下水など、下水道に流入することを予定した以外の下水量のこと。

分流式（ぶんりゅうしき）（P. 35）

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道のこと。
この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。

分流化（ぶんりゅうか）（P. 95）

合流式下水道では汚水と雨水を、1本の下水道管で一緒に浄化センターに送っている。

分流化は、もう1本下水道管を敷設して、分流式下水道のように汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除するための方法。

ベンチマーク（P. 8）

もともとは、「測量の水準点、基準、尺度、計測指標」という意味。

本書では、現在の数値から目標値を定めて管理する指標（管理指標）をベンチマークとしている。

包括的民間委託（ほうかつてきみんかんいたく）（P. 68）

浄化センター・ポンプ場の運転管理の民間委託の手法で、民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件として課しつつ、運転方法等の詳細については民間に任せる、いわゆる性能発注方式のこと。

ポンプ場（ぼんぷじょう）（P. 41）

下水は処理場あるいは吐き口まで自然流下が原則であるが、管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できない場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設のこと。

【 ま 行 】

マッピングシステム（P. 69、77）

コンピュータグラフィックの応用であるコンピュータマッピングは、コンピュータを用いて地図情報を作成、管理する技術のこと。

地図情報である図形データだけでなく、管路の口径、管種、埋設年度など属性情報の文字または数値データをデータベースとして格納し、管理図面の保管、検索、補修正のほか、送配水施設の適切な維持管理や更新計画立案あるいは設計計画に対しても多角的、効率的な利用を図ろうとする総合的な情報システムである。

マネジメントサイクル (P. 31、52)

PDCA (Plan-Do-Check-Action: 計画、実行、点検、見直し) を通じて事業を経営管理すること。

水運用 (みずうんよう) (P. 85)

水源から需要者へ安定的に給水を行うため、水源水量予測及び配水量予測に基づき、原水及び浄水の適正な配分計画を立て、貯水池の運用を含め、取水から送配水まで水道施設全体の中で水を効率的に運用すること。

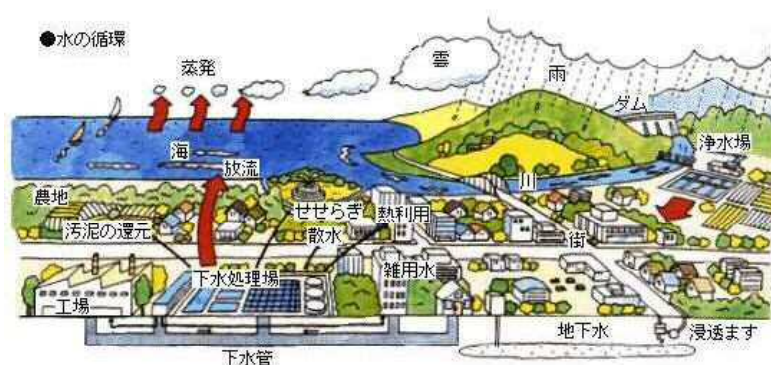
水環境 (みずかんきょう) (P. 3、24、33、95)

水を主体として捉えたその場所の環境のこと。

水環境を具現化する項目としては、水質、水量などの数値で表現可能なものや、数値では表現不可能な景観、親水性が考えられるが、これらはいずれも密接にかかわりあっている。すなわち、これらのうちどれか一つが好ましくない状態になったときには、他の項目もそれに連動し、全体として水環境が悪化していく。

水循環 (みずじゅんかん) (P. 3、24、33、95)

雨や雪などの降水は、地表に達してからさまざまな経路をとって最終的には川の水となり、海や湖に流れ込む。そして、海面や湖面からは絶えず水が蒸発して雲となり、降水をもたらす。このようなサイクルの水の異動を水循環という。地球上の水は気圏、水圏、岩石圏の三つにわたって循環しており、その過程で大気中の水蒸気、地表水 (河川水、湖沼水)、土壌成分、地下水、氷河などとなる。これらの水は個々に独立して存在するのではなく、大きな地球表面との間の連続的なエネルギー交換によるものである。水循環の輪は単純ではなく、一群の多数の輪が異なった過程を通じて循環する。



【 や 行 】

有効水量（ゆうこうすいりょう）（P. 10）

給水量の分析を行うにあたっては有効水量と無効水量に分類され、有効水量はさらに有収水量と無収水量に区別される。

使用上有効と見られる水量が有効水量で、メーターで計量された水量、もしくは需要者に到達したものと認められる水量並びに事業用水量などをいう。

配水量（給水量）の分析表

配水量 (給水量)	有効水量	有収水量	料金水量	1 料金徴収の基礎となった水量 2 定額栓及びその認定水量
			分水量	他の水道に対して分水した水量
			その他	(他会計から維持管理費等として収入のある水量) 1 公園用水量 2 公衆便所用水量 3 消防用水量 4 その他
		無収水量	メータ不感水量	有効に使用された水量のうち、メータ不感のための料金徴収の対象とはならない水量
			局事業用水量	管洗浄用水、漏水防止作業用水等配水施設に係わる局内事業に使用した水量
			その他	(料金その他の収入が全くない水量) 1 公園用水量 2 公衆便所用水量 3 消防用水量 4 その他
	無効水量	調定減額水量	赤水等のため、料金徴収の際の調定により減額の対象となった水量	
		漏水量	1 配水本管漏水量 2 配水支管漏水量 3 メータ上流給水管からの漏水量	
		その他	他に起因する水道施設の損傷等のより無効となった水量及び不明水量	

（水道のあらまし （社）日本水道協会）

有効率（ゆうこうりつ）（P. 10）

有効水量を給水量で除したもの。

水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となる。

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）（P. 10、29）

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量のこと。

料金水量、他水道事業への分水量、そのほか公園用水、公衆便所用水、消火用水などで、料金としては徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量をいう。

なお、有収水量を給水量で除したものを有収率という。

用水供給（事業）（ようすいきょうきゅう（じぎょう））（P.76）

水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対して、水道により、事業者にその用水を供給する事業のこと。

ただし、水道事業者または専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

すなわち、用水供給事業は水道水の卸売業である。水道用水供給事業は、広域水道の一形態であり、全国で数多く設けられ、府県営と企業団営とがある。

【 ら 行 】

ライフライン（P.17）

補給路線という意味で、電気、ガス、上下水道など市民生活に必要なものをネットワークにより供給するラインのこと。

水道分野では、昭和59年の生活環境審議会答申「高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について」において、これからの水道の目標の一つとしてライフラインの確保を挙げ、需要に対応した安定供給に加え、地震など災害時においても必要最小限の給水は確保する必要があるとしている。

料金体系（りょうきんたいけい）（P.66）

個々の需要者から徴収する水道料金の算定の基礎となる単価の体系のこと。

使用水量の計量を前提とするか否かにより、定額制と従量（計量）制とに大別され、このいずれか一方による料金体系を一部料金制といい、両者の組み合わせによるものを二部料金制という。

さらに、口径・用途・水量などの需要種別による単価差の設定の有無により単一制と格差制とに区分される。

リン（りん）（P.75、96）

生物の増殖機能に重要な役割を果たしており、し尿、肥料などに多量に含まれている。

湖沼、閉鎖性の海域などの富栄養化を促進する一因とされている。

老朽管（ろうきゅうかん） （P. 10、22、102）

本市の水道施設では、管体強度が弱く、管体内面腐食等により水質劣化の可能性があるため、現在規格化されていない管種のことをいう。

具体的には、鋳鉄管・無ライニング鉄管・石綿セメント管・鉛管。

【参考にした辞典等】

水道用語辞典 第二版	日本水道協会
水道のあらまし	日本水道協会
平成 14 年日本の下水道	日本下水道協会発行 等より抜粋

2 参考にした主な上位計画等

(横須賀市関係)

- ・ 横須賀市基本構想 (平成9年3月策定)
- ・ 横須賀市基本計画 (平成10年1月策定)
- ・ 横須賀市環境基本計画 (平成15年3月改定)

(国・神奈川県関係)

- ・ 水道ビジョン 【水道事業固有】
(平成16年6月策定：厚生労働省健康局水道課)
- ・ 神奈川県東部地域広域的水道整備計画 【水道事業固有】
(平成13年3月策定：神奈川県)
- ・ 社会資本整備重点計画 【下水道整備事業固有】
(平成15年10月10日：閣議決定)
- ・ 第3次下水道技術五箇年計画 【下水道整備事業固有】
(平成16年5月：国土交通省都市・地域整備局下水道部)
- ・ 11のプロジェクト 【下水道整備事業固有】
(平成15年9月：国土交通省都市・地域整備局下水道部)

(法令等)

- ・ 水道法の改正 (平成13年法律第100号(平成13年7月4日公布))
- ・ 水質基準に関する省令の改正
(平成15年厚生労働省令第101号(平成15年5月30日公布))
- ・ 下水道法施行令及び関連省令等の改正
(平成15年政令第435号(平成15年9月25日公布)等)
- ・ 地方公営企業の経営基盤の強化について
(平成10年1月13日付け自治省財政局長通知)
- ・ 地方公営企業への民間的経営手法の導入の推進について
(平成14年3月29日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)
- ・ 地方公営企業の経営の総点検について
(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)

横須賀市上下水道事業マスタープラン2010

～ お客さまサービスの充実をめざして ～

平成16年（2004年）11月発行

発行 横須賀市上下水道局

編集 横須賀市上下水道局業務部財務課

〒238-8550

神奈川県横須賀市小川町11番地

TEL 046-822-8628

FAX 046-822-2442

E-mail : fa-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL:<http://www.water.yokosuka.kanagawa.jp>